**承諾書**

近年のまつげエクステンションの流行に合わせて、厚生労働省は美容所等において施術行為により事故等のおこることのないよう営業者等に対し周知徹底を図ると共に、美容業務の適正な実地を図り定期的な検査を行っている。

尚、**美容師法第2条第1項**の規定において、美容とはパーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすることをいうとされており、通常**首から上の容姿を美しくすること**と解されているところである。

ここでいう「**首から上を美しくする**」ために用いられる方法は、まつげエクステンションについては以下になります。

1. 「パーマネント・ウェーブ用剤の目的外使用について」（平成16年9月8日建衛発第0908001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）において、まつげに係る施術を美容行為と位置付けた上で適正な実地の確保を図ることとしていること
2. 「美容師法の疑義について」（平成15年7月30日日大健福第1922号大阪市健康福祉局推進部長照会に対する平成15年10月2日健衛発第1002001号厚生労働省健康局生活衛生課長回答）において、いわゆるまつげエクステンションは美容師法にいう美容に該当するとされていることから、当該行為は美容師法に基づく美容に該当するものであることを申し伝えている。

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

上記に示す通り、まつげエクステンション業務に携わる場合厚生労働省の通達により美容師免許がない者はまつげエクステンションの営業行為ができないまた、美容所登録施設以外での施術もできないこととなっております。

但し2013年現在のところ、以下の条件でのまつげエクステンション業務のおいては、

美容師資格がいらないようになっております。

**◆美容師の管理下での施術**

**◆まつげエクステンションのスクール講師として教える場合**

**◆美容学校在学生**

当校入校にあたり、上記の内容をご承諾くださいますよう、お願い申し上げます。

スクール入校後は、理由の如何にかかわらず。中途解約・受講料の返金は、できません。

アトリエ・Ｓｈｉｎ　　代表　早田　智佳

〒811-4163　福岡県宗像市自由ヶ丘5-975-13

0940-32-1146

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

上記の内容について、承諾いたしました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

ご住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印